

いじめ問題 e-ラーニング研修

～子どもたちの**笑顔**を守るために～

2 「いじめの防止等のための基本的な方針」編

徳島県教育委員会 いじめ・不登校対策課

2 いじめの防止等のための 基本的な方針

「国の基本方針」



■ 国の基本方針の策定

法の規定を受け、平成25年には「いじめの防止等のための基本的な方針」（以下「国の基本方針」という。）が策定されました。さらに、平成29年に国の基本方針の改定が行われ、改めて学校のいじめ対応の基本的な在り方が示されました。

■ 国の基本方針の重点事項

○ けんかやふざけ合いも丁寧に確認

一見ふざけているように見えても、見えないところで被害が生じている場合があるため、丁寧な調査を経て「いじめ」に該当するかを判断

○ 「謝ったから解決」では不十分

いじめは加害者の謝罪のみで安易に解消とみなすことはできない被害者側の状態を丁寧に見極めることが重要

○ 「いじめの解消」の判断基準

① 加害行為が止み、3か月程度継続している

② 被害者が心身の苦痛を感じていない（面談等で確認）

■ 国の基本方針の重点事項

○情報の抱え込みは法違反の可能性

教職員がいじめの情報を個人で抱え込み、校内の対策組織に報告しないことは、法第23条第1項に違反し得る可能性があることから情報共有の徹底が必要

○保護者・児童生徒への説明義務

学校は「いじめ防止の基本方針」や取組内容を、年度当初や入学時に保護者・児童生徒に必ず説明し、ホームページ等で積極的に公開

「県の基本方針」



■ 県基本方針の策定

「徳島県いじめの防止等のための基本的な方針」は、**児童生徒の尊厳を保持すること**を目的として、法第12条の規定に基づき、本県におけるいじめの防止等のための対策を**総合的かつ効果的に推進する**ために平成26年3月に策定された。また、平成29年11月に国の基本方針が改定されたことから、一次改定が行われた。

■ 昨年度改定の趣旨

県基本方針の策定以降も、いじめ重大事態が増加傾向にあるなど、大変憂慮すべき状況にある。こうした現状と児童生徒を取り巻く社会情勢を踏まえ「いじめは絶対に許さない、認知されたいじめはすべて解決する」という強い信念を持ち、いじめの防止・早期発見・早期解決への取組を進め、**「子どもが互いに思いやり、心身ともに健やかに成長できる社会を実現するため**、令和7年2月に本県の基本方針を改定した。

■基本方針の改定のポイント

○基本的な考え方

- ・全ての児童生徒を対象とする発達支持的生徒指導への転換

○学校が実施する施策

- ・1人1台端末等を活用した定期的なアンケート調査等の実施によるいじめの実態把握
- ・いじめ問題への的確な対応に向けた警察との連携等の徹底

○県が実施する施策

- ・「いじめ防止（子ども）委員会」の取組の推進
- ・学校だけでは解決が困難な事案に対して、スクールロイヤーの派遣や、学校問題解決支援コーディネーターと専門家による「専門家チーム」を派遣し、多角的視点から問題を解決

「いじめ防止（子ども）委員会」

【目的】

児童生徒がいじめ問題を自分のこととして捉え、解決に向けて主体的に取り組むことを通して、いじめのないより良い学校づくりをしようとする積極的な態度と実践力を養う。

【対象】

県内全ての公立小・中学校、中等教育学校、高等学校、特別支援学校

各学校の取組例



参考

「SOSを見逃さない匿名相談アプリ活用事業」

徳島県立総合教育センター 特別支援・相談課

徳島県教育委員会 いじめ・不登校対策課

いじめは重大な人権侵害であり、生徒の心身の健全な発達に悪影響を及ぼす深刻な問題である。生徒がいじめを苦に、自ら尊い命を絶つような事態は絶対に防ぐという強い使命感のもと、1人1台端末等による匿名相談アプリを活用したいじめの未然防止、早期発見・早期対応を図る。また、いじめ防止教材等を使用した意識啓発授業を実施し、いじめをしない態度・能力の向上を図る。

対象者(県内の中学校・高等学校・中等教育学校・特別支援学校の生徒)

①アプリを活用したSNS相談

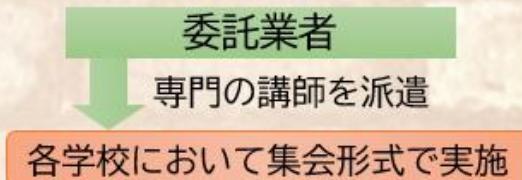
- ・学校などでいじめられている
- ・SNSで悪口を書き込まれた
- ・学校や家族、その他のことで悩んでいるなど

1人1台端末やスマートフォンを活用



②意識啓発授業(対面)

教材等を使用したいじめ防止授業
(例)SOSの出し方教育
脱いじめ傍観者教育 など



学校問題解決支援事業

学校現場では、いじめに係る対応や保護者や地域から寄せられる過剰な苦情や不当な要求への対応など、学校だけでは解決が難しい事案が年々増加しています。県内の公立学校で起こった様々な事案について、なかなか解決できずにお困りの場合、学校問題解決支援コーディネーターが相談をお受けし、適切な専門家による「専門家チーム」を学校に派遣して、専門的な立場から子どもにとって最善の解決策の整理・提示・助言を行います。



■ 確認問題

いじめ防止等の基本的な方針



問題1 けんかやふざけ合いがいじめに該当するかを
判断する際、特に重要な観点はどれか？

- A. 加害者の意図が悪意であるかどうか
- B. 加害者と被害者の年齢差
- C. 行為が目撃された場所が校内か校外か
- D. 被害者がその行為をどのように感じているか

☑ 正解：D

解説：国の基本方針では、表面的にはふざけ合
いに見える行為でも、実際には被害が生じ
ている可能性があるため、**安易に判断せず、**
丁寧な調査を行うことが求められています。
これは、いじめの見逃しを防ぐための重要
な視点です。

問題2 県基本方針の内容について、次の文の
()に当てはまる語句は何か？

より根本的ないじめの問題克服のためには、事案発生後の困難課題対応的生徒指導から、全ての児童生徒を対象とする（ ）及び課題予防的生徒指導への転換が重要であり、（中略）いじめを生まない土壤をつくるために、関係者が一体となつた継続的な取組が必要である。

正解： 発達支持的生徒指導

解説：「いじめ防止につながる発達支持的生徒指導」

いじめに取り組む基本姿勢は、**人権尊重の精神を貫いた教育活動を展開**することです。したがって、児童生徒が**人権意識を高め、共生的な社会の一員として市民性を身に付ける**ような働きかけを日常の教育活動を通して行うことが、いじめ防止につながる**発達支持的生徒指導**と考えることができます。

「生徒指導提要（改訂版）」

問題3 いじめの解消を判断する際、被害者的心身の苦痛を確認するために最も適切な方法はどれか？

- A. 被害者の友人に被害者の様子を尋ねる
- B. 被害者本人と保護者の両方と面談を行う
- C. 加害者に被害者の状況を確認する
- D. 被害者が学校行事に参加しているかを観察する

正解： B

解説：加害行為が止まっているだけでは不十分です。被害者が心身の苦痛を感じていないか、
継続的に確認することが最も重要です。本人の言葉だけでなく、保護者の意見や行動の変化なども含めて総合的に判断します。

問題4 次の学校で起こり得るいじめの事例のうち、犯罪行為として取り扱われるべき事案や重大ないじめ事案として、警察への相談又は通報すべき事案に該当するものがいくつあるか。

- A. ゲームや悪ふざけと称して、繰り返し同級生を殴ったり、蹴ったりする。
- B. 度胸試しと称して、無理やり危険な行為や苦痛に感じる行為をさせる。
- C. 友達から送られてきた児童ポルノの写真・動画を、性的好奇心を満たす目的でスマートフォン等に保存している。
- D. 断れば危害を加えると脅し、オンラインゲームのアイテムを購入させる。

正解：全部（全て該当する）

解説：AからDの行為が該当し得る犯罪は次のとおり。

- A. ゲームや悪ふざけと称して、繰り返し同級生を殴ったり、蹴ったりする。  **暴行（刑法第208条）**
- B. 度胸試しと称して、無理やり危険な行為や苦痛に感じる行為をさせる。  **強要（刑法第223条）**
- C. 友達から送られてきた児童ポルノの写真・動画を、性的好奇心を満たす目的でスマートフォン等に保存している。
 **児童ポルノ所持（児童ポルノ禁止法第7条）**
- D. 断れば危害を加えると脅し、オンラインゲームのアイテムを購入させる。  **恐喝（刑法第249条）**

「県基本方針の警察に相談又は通報すべきいじめの事例」

問題5 県の基本方針において、学校や設置者が早期発見のため、児童生徒がいじめを訴えやすい体制を整えるとなつてゐる。本年度より開始した、1人1台端末等を活用したチャットによるいじめ悩み相談ができる取組はなにか？

- A. いじめゼロLINEアプリ
- B. スマイルサポート365
- C. SOSを見逃さない匿名相談アプリ
- D. 心の声を届けようプロジェクト

正解：C

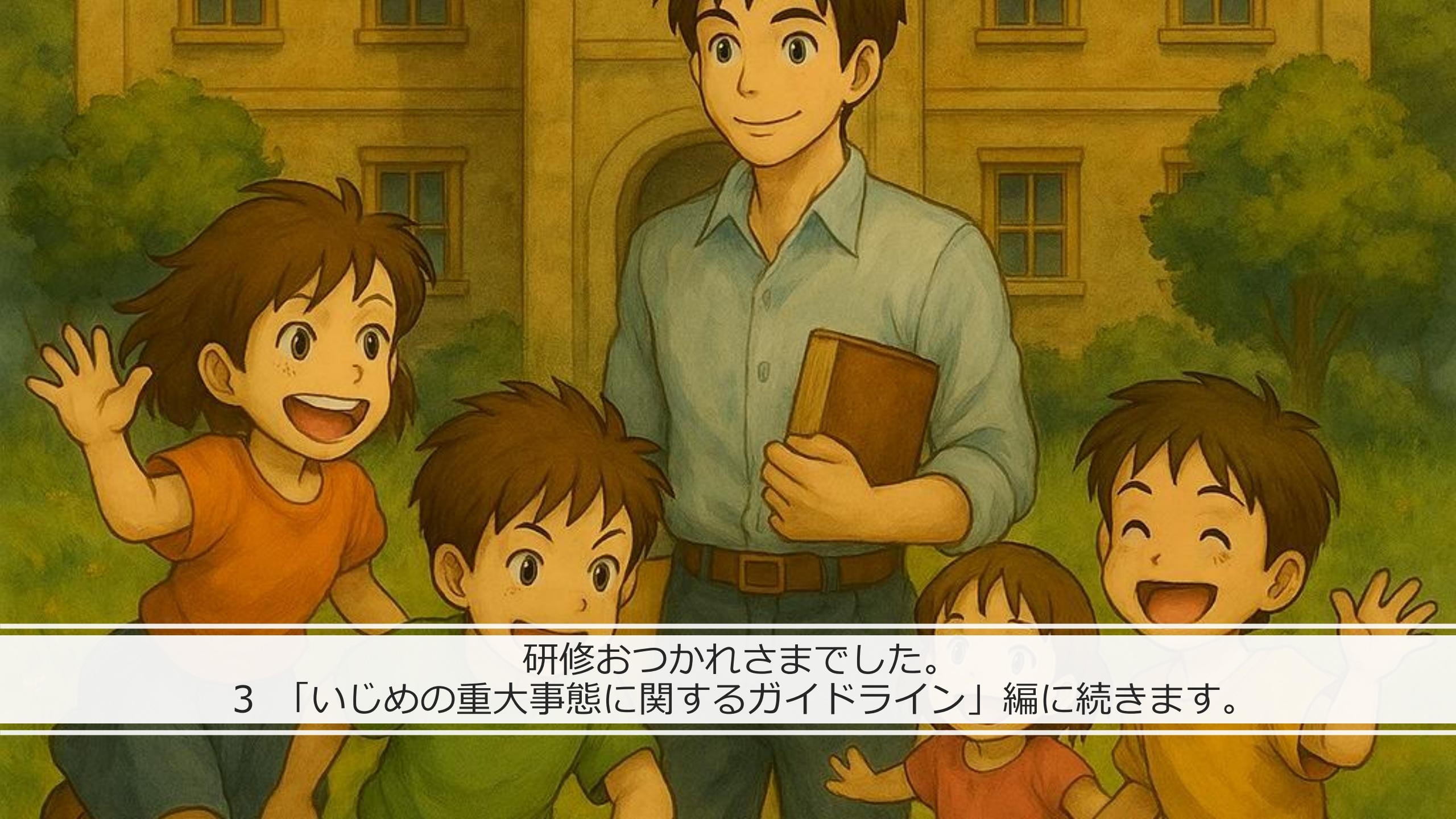
解説：県内の公立学校（小学校除く）の生徒約32,000人を対象に、1人1台端末等を活用した「匿名相談アプリ」を導入し、**いじめの未然防止・早期発見・早期対応**を図っています。

4月からスタートし、10月31日現在で、**600件を超える相談**が寄せられています。

主な相談内容は、学業や進路のこと、友達や家族との関係です。

相談した生徒のアンケートからは、**77%が「解決した」と回答**しており、**100%が「また相談したい」と回答**しています。

「参考『SOSを見逃さない匿名相談アプリ』について」



研修おつかれさまでした。

3 「いじめの重大事態に関するガイドライン」編に続きます。